

広島県告示第七号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定によつて、昭和五十六年広島県告示第九百九十六号で指定した海岸保全区域のうち、江田島海岸津久茂宮之原地区海岸津久茂地先海岸の区域を次のとおり変更する。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 海岸名

江田島海岸

二 地区海岸名

江田島津久茂宮之原地区海岸

三 地先海岸名

津久茂地先海岸

四 区域

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線により囲まれた区域（基点の標示、角度は真北による。）

五 点の位置

基準点 江田島市字荒代 国土地理院三等三角点「津久茂」（北緯三四度一五分〇五秒

三三二四、東経一三二度二六分二八秒二二一四、標高二六三・〇一メートル）

基点一 基準点から一〇四度三六分一四秒の方向九五〇・七九メートルの点

基点二 基点一から一八〇度一四分〇七秒の方向一一四・八三メートルの点

基点三 基点二から一〇六度四三分三五秒の方向五・七四メートルの点

基点四 基点三から九〇度〇〇分〇〇秒の方向三一・〇〇メートルの点

基点五 基点四から〇度五七分二一秒の方向一二八・八七メートルの点

基点一 基点五から二五二度〇二分四一秒の方向四〇・一三メートルの点